

42  
E  
1

昭和三十八年度  
竹島関係綴

疎外関係綴

竹島関係綴

広報文書課

昭和28年

大分類	42
小分類	E
簿番	1
冊数	1

第1種格納番号  
5340  
冊の内

陳情書 大正九年四月 日 (省略)

官有地借用額 大正十年四月二日付 (省略) 竹島漁業聯合會社 中井善三郎  
竹島土地使用方法 大正十年四月二日付 (省略)

官有地借用額 大正九年四月二十九日付 (省略) 大正十年七月一日 大正十五年六月  
竹島土地使用方法 大正九年四月二十九日付 借用主 竹島漁業聯合會社  
代表社員 中井善三郎

海防漁業許可額 (大正十四年八月 日) 自大正十五年六月  
至大正二十年五月

知事 別府 総太郎宛  
出願者 中井善三郎  
全上 橋岡 忠重

陳情書 (大正十四年八月 日) (省略)

尚本前田許可相受けたる共同人周吉郡西郷町大字西町加藤重造儀死亡仕り候ニ  
就キ今人又除キ出願仕候奈何卒上記の事情御賢察ノ上速カニ御許可相成候様此段  
陳情仕候也  
中井 善三郎  
橋岡 忠重

受第一三号 大正十五年三月十六日  
隠岐島内 島根県土木技手 万田治吉

竹島漁業聯合會社  
代表者 中井善三郎 殿

国有地使用期限満了手続ノ件  
大正十四年十二月十四日受第一三号ヲ以テ首標ノ件ニ付本年二月中ニ於テ返還又ハ  
継続ノ手続相成様申進置候処其後何等ノ所置無之甚カ不都合ノ次第ニ有之矣奈ニ急相  
当手続履行相成度重テ申進候也

追而相当手続ナキ場合ハ四月一日ニ於テ構造物取除キ原形ニ復シ實地返還セシムヘ  
キニ付為急申進候也  
尚右手続ハ期満了前二十日以内ニ履行スヘキ果令ニ付既ニ遷延シタル今日ニ於テ  
ハ相当ナル理由書添付ノ上願出相成度候

大正十五年三月十七日  
竹島漁業聯合會社  
代表者 中井 善三郎

隠岐島内  
島根県土木技手 万田治吉 殿

昨十六日受第一三号ヲ以テ御照会相成矣国有地使用ノ件別紙ニ通継続借用出願仕候

由何卒御許可相成候様御取計被成下度此致奉候候也

追テ出願手續遷延シタルハ前期出願書使用期間向本々六月マテトレアル為メ差支無之  
ト存シ遷延相成ル次第ニ付不悪御旨ノ上御寛容相成度此致申添矣也

☆官有地借用願 大正十五年三月十七日(省略)  
借用主 中井善三郎  
保証人 中井善一

☆竹島土地使用方法書 大正十五年三月十七日(省略)

☆国有地継続使用願

(一) 継続使用地ノ表示 陸歧国竹島  
一島崎 及別式於考町考友考坂市

(二) 継続使用ノ目的  
一海野蕃殖保護方法ヲ設ケ且ツ地形(以下略)

(三) 継続使用期間 自大正十五年四月一日 五箇年向  
至今二十年三月三十日

右大正十五年五月参日土第式志志参号ヲ以テ御許可相成居候処本年三月三十一日ヲ以テ期間満了可致就而継続使用仕度矣向御許可相成度此致御願候也

大正十五年三月十九日  
島根県周吉郡西郷町大正西所字格向式於番地  
使用人 竹島漁獵合資会社

今所立番地

右代表社員 中井善三郎

保証人 中井善一

島根県知事 別府総太郎殿

☆拜啓 陳者本日御照会相成候国有地使用ノ件左記ノ通りニ有之矣奈急ニ事起御提

出相成度矣

一 出願年月日 大正十年三月廿五日

一 許可年月日 大正十一年五月三日

一 番号 土第二一三三号

中井善三郎 殿 島方土木課

(日付古シ大正十五年三月)

☆大正十五年三月十七日

竹島漁獵合資会社

代表者 中井善三郎 殿

国有地使用ノ件

首標ノ件ニ関シ別紙願書提出相成候処不備ノ点有之候奈別紙添付書式ニ依リ御重換

ノ上至急御提出相成度候

御願書ハ西役協同經由セシメラレ度申添置候

(書式省略)